

令和8年（フ）第777号
兵庫県三田市狭間が丘5丁目4番地 7棟608号
債務者 毛利 和真
1 決定年月日時 令和8年9月7日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月13日まで 神戸地方裁判所第3民事部

令和8年（フ）第939号
京都府木津川市兜台3丁目17番地1—2 ウッディーブルー兜台B—101
債務者 大切 勝登
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第968号
京都市山科区音羽森廻り町29番地1 音羽市営住宅1棟101号
債務者 上田 健司
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第1102号
京都市山科区大宅辻脇町33番地 ハーモニーテラス大宅辻脇町Ⅱ 203
債務者 小林 健太（旧姓堀口、中川）
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和8年（フ）第543号
広島市安佐南区西原2丁目27番9—7—302号
債務者 濱本 康平
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第610号
広島市東区中山東1丁目4番37号
債務者 大下 真美
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第866号
広島県東広島市八本松町米満660番地1 ナイオン飛翼201号
債務者 孫淑范（SUN SHUFAN）
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月17日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第241号
青森市大字大野若宮190番地21 大野若宮レジデンス206
債務者 徳原 大樹
1 決定年月日時 令和8年9月9日午後1時30分
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで 青森地方裁判所民事部破産係

令和8年（フ）第110号
青森県弘前市大字泉野四丁目1番地6 ウェザビーハウス201号、旧住所青森県弘前市大字泉野二丁目10番地3
債務者 竹内 千春
1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで 青森地方裁判所弘前支部

令和8年（フ）第877号
広島県安芸郡府中町八幡1丁目10番11号
債務者 竹田 由美（旧姓久保田）
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第904号
広島市西区中広町1丁目3番18—901号
債務者 福原 和秀
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで 広島地方裁判所民事第4部

令和8年（フ）第911号
広島市西区大芝1丁目19番26—602号
債務者 有馬 大智
1 決定年月日時 令和8年9月8日午後5時
2 主文 債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4 免責意見申述期間 令和8年11月18日まで 広島地方裁判所民事第4部

破産手続廃止

令和7年（フ）第710号
東京都世田谷区瀬田5丁目34—26—102
破産者 田中 博英
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第1120号
東京都江戸川区松島3丁目45番9号
破産者 株式会社高坂電気
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第4228号
東京都府中市北山町2丁目5—17、開始決定時の住所東京都大田区石川町2丁目3—6 グランシャリオⅠ
破産者 立山 勝希
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第5129号
東京都新宿区新宿2丁目3番11号
破産者 e b i s u株式会社
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6036号
東京都新宿区新宿5丁目18番20号10階
破産者 有限会社システックプランニング
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部

令和7年（フ）第6037号
東京都新宿区大久保3丁目8—1—805
破産者 池松 寛樹
1 決定年月日 令和8年9月3日
2 主文 本件破産手続を廃止する。
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 東京地方裁判所民事第20部